

観光振興など共通の長所を生かして相乗効果を発揮しています。二巡目の開催にあたり、第1回の開催地を



(左から) 野志市長、大森岡山市長、大西高松市長、松井広島市長

瀬戸内の中心都市である岡山市、広島市、高松市、松山市の4市は、平成27年から、「瀬戸内4県都市長会議」を開催。

第5回瀬戸内4県都市長会議

本市で開催

あつた道後地区を視察し、野志市長は道後温泉本館保存修理工事などを説明しました。

会議は、道後温泉別館 飛鳥乃湯泉で行われ、本年度、香港インフルエンサーを活用して、ドライブ旅行情報を発信した事業について報告されました。4市を中心に瀬戸内の魅力をSNSなどで発信し、いずれも目標数を上回る閲覧数でした。また次年度は欧米に向けたプロモーションなどを行うことを決定しました。

これからも4市が協力し、観光の回遊性や滞在性を高めることを確認しました。

1804 企画戦略課 ☎948 6212・FAX 934

子育て世帯消費喚起事業のお知らせ

本市から購入引換券が届いた人は、対象となる店舗などでプレミアム付きの電子マネーなどを購入できます。購入希望者は、購入引換券・購入窓口来訪者の本人確認書類(免許証・保険証など)・購入代金が必要です。

※対象となる電子マネーや購入窓口などは、購入引換券の同封物や市ホームページでご確認ください

対象 10月1日から令和2年3月31日まで(以下「対象期間」という)に出生、または対象期間に出生したのち対象期間内に転入し、松山市の住民基本台帳に登録された子が属する世帯の世帯主

※対象となる出生・転入の届出から約2カ月で購入引換券を発送します(11月下旬から順次発送予定)

販売金額 対象となる電子マネーなど5,000円(1口)を4,000円で購入できます(対象となる子1人につき5口まで購入可能)



子育て世帯消費促進協議会 ☎948-6714・FAX 934-1844

ご利用ください 増税対策アドバイザー制度

消費税率の引き上げに伴う中小企業支援のため、中小企業診断士などの専門家を配置し、経営問題などに関する個別相談を行います。(1回あたり相談時間は1時間程度)

対象 中小企業・小規模事業者、個人事業主(事前予約優先)

開催期間 令和2年3月末まで

料金 無料

開催場所・日時・申し込み 未・来Job まつやま(湊町三丁目)。毎週木曜日13~19時 ☎948-8035 ▶松山商工会議所(大手町二丁目)。毎週月曜日13~17時 ☎941-4111

※いずれも電話で事前予約



地域経済課 ☎948-6783・FAX 934-1844

市制施行130周年記念



フィールドミュージアムツアー2019 「松山今昔-子規さんが吟行した城北のみち」

日時・会場 11月24日(日)10~12時 ▶集合・受け付け=9時30分(松山城ロープウェイ駅舎〈大街道三丁目〉2階)

内容 坂の上の雲ミュージアム館長の解説を交えながら、正岡子規が明治28年秋、市内を吟行した句集「散策集」から「御幸寺山麓コース」をたどるウォークイベント▶行程=東雲神社下→六角堂→地藏堂→勝山通り→護国神社周辺→御幸寺・一草庵→千秋寺→愛媛大学→杉谷町(現:緑町)→ロープウェイ通り→坂の上の雲ミュージアム

※移動手段は徒歩(約3km)。雨天決行

対象 小学生以上(小学生は保護者同伴)

定員 20人程度(先着順)

料金 無料

申し込み・問い合わせ 11月20日(水)(必着)。電話・はがき・ファクス・eメール。住所・氏名・年齢・電話番号を〒790-0001一番町三丁目20番地坂の上の雲ミュージアム「フィールドミュージアムツアー」係 ☎915-2600・FAX 915-3600・✉ sakakumo-museum@yon-b.co.jpへ



昨年の様子

税 ご存知ですか!? 個人市・県民税の特別徴収

特別徴収(給与天引き)とは

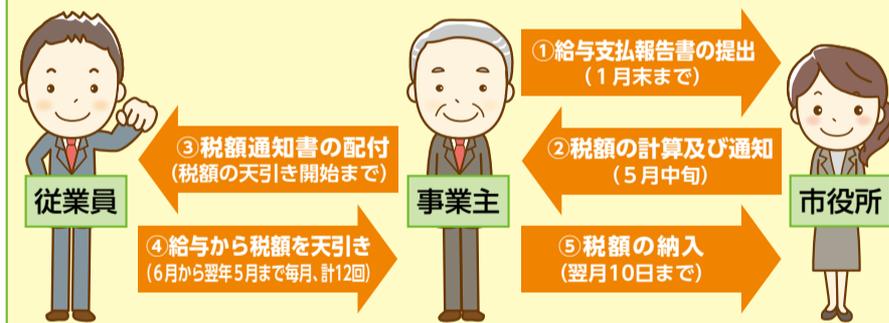
給与の支払者である事業主が、従業員の個人市・県民税を毎月の給与から天引き(特別徴収)し、翌月の10日までに市へ納入する制度です。事業主は原則全ての従業員の個人市・県民税を特別徴収することが義務付けられています。

給与天引きなので、納め忘れもなく安心です。



※従業員には、パート、アルバイト、役員なども含まれます

特別徴収の仕組み



特別徴収Q & A

- Q どうしても特別徴収になりますか?
A 地方税法で特別徴収することが義務付けられていますので、従業員の個々の希望で普通徴収(個人が納付書や口座引き落としで納める方法)を選択することはできません。
- Q 特別徴収にするメリットは何ですか?
A 年12回に分けて給与から天引きされるため、年4回で個人が納める普通徴収に比べて1回あたりの負担が少なくなります。
なお、市があらかじめ天引きする税額を計算するので事業主にとっても所得税のような税額の計算をする手間はかかりません。
- Q 特別徴収に切り替える場合、従業員が手続きする必要はありますか?
A 従業員が直接手続きをする必要はありません。切り替えの手続きは事業主が行います。
- Q 2カ所以上で働いているのですが、どの勤務先から特別徴収されるのですか?
A 原則として、前年の給与収入額が大きい勤務先から特別徴収されますが、給与支払報告書の内容や前年度の状況から、市がどの勤務先から特別徴収するかを決定します。
- Q 会社の給与以外に副業収入があるのですが、副業収入分にかかる個人市・県民税を普通徴収とすることはできますか?
A 副業収入が給与収入以外の場合は、申告時に徴収方法を選択することで、普通徴収にすることもできます。



市民税課 ☎948-6290・FAX 934-1802